

## 羽生市建設工事競争入札に関する入札の一抜け方式取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、羽生市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の競争入札に係る一抜け方式による入札の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「一抜け方式」とは、当該方式を適用する一連の入札において、あらかじめ定めた入札の執行順序により、入札の執行順序が上位の工事で落札者となった者がしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいう。

(対象となる工事)

第3条 次に掲げる全ての要件に該当する複数の工事について、一抜け方式の対象とするものとする。ただし、本条の規定にかかわらず工事内容等により一抜け方式の適用が適切でないと羽生市工事請負業者等指名委員会で決定された場合は、一抜け方式を適用しないものとする。

- (1) 同一日に公告又は指名通知し、かつ同一日に開札する入札であること。
- (2) 発注工種（落札者に求める許可を受けた建設業の種類）が同一の入札であること。
- (3) 一般競争入札の応札可能者又は指名競争入札の被指名者が、概ね半数以上重複する入札であること。
- (4) 市長が適正な工事履行の確保に支障がないと認めた工事の入札であること。

2 前項の規定にかかわらず、入札の執行順が下位の工事において、参加可能業者数が1者のみとなり実質的に競争性が確保できない場合には、一抜け方式による入札によらず入札を執行するものとする。

(入札参加者への告知)

第4条 一抜け方式による入札の執行に当たっては、当該競争入札が一抜け方式による入札である旨を入札公告又は指名通知書に明記するものとする。

(特定建設工事共同企業体を含む一抜け方式)

第5条 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を含む一抜け方式による入札を行う場合において、入札の執行順が上位の工事において落札者となった共同企業体の構成員（他の共同企業体の構成員を含む。）は、その後開札される他の工事における入札参加資格を失うこととする。

(留意事項)

第6条 一抜け方式の執行に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 一抜け方式を適用する入札の開札は、設計金額の高い順に設定する者とする。
- (2) 落札者の決定は、原則として開札順に行うこととする。なお、開札した工事が落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。
- (3) 入札の執行順序が上位の工事で落札者となった者がしたその後の入札は、無効とする。
- (4) 一部の入札案件が中止又は入札の不調、不落等により取り止めとなった場合は、落札決定順位を繰り上げるものとする。

(その他)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。